

第 656 回兵庫地方最低賃金審議会

日時：令和 4 年 8 月 23 日(火)午前 10 時 00 分

場所：神戸地方合同庁舎 1 階 第 4 共用会議室

次 第

1 開 会

2 議 題

(1) 兵庫県最低賃金の改正に係る異議申出の審議について

(2) その他

3 閉 会

資 料 目 次

資 料 1 : 兵庫県最低賃金の改正決定について(答申)写 (令和4年8月5日)

資 料 2 : 異議申出書
兵庫県労働組合総連合(令和4年8月17日受理)

資 料 3 : 異議申出書
兵庫県高等学校教職員組合(令和4年8月19日受理)

資 料 4 : 異議申出書
自立労働組合連合不二家神戸労働組合(令和4年8月22日受理)

令和4年8月5日

兵庫労働局長
鈴木 一 光 殿

兵庫地方最低賃金審議会
会長 梅 野 巨 利

兵庫県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和4年7月4日付け兵労発基 0704 第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のとおり
の結論に達したので答申する。

また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20
年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方にに基づき最新のデ
ータにより比較したところ、令和2年10月1日発効の兵庫県最低賃金（時間額
900円）は令和2年度の兵庫県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し
添える。

なお、今回の答申に当たっては、以下のことを政府に対し強く要望する。

- 1 企業物価高騰などの影響を強く受け、業績が圧迫される中小企業・小規模事
業者が、労働者を解雇することなく雇用維持できるよう、雇用調整助成金の活
用を促進し、適切な支給決定や申請期間の延長等、雇用の維持に取り組む企業
への支援を充実させること、及び申請窓口の拡充等十分な配慮を行うこと。
- 2 中小企業・小規模事業者が、賃上げの原資を確保できるよう、労務費・原材
料費・エネルギーコスト上昇分の適切な転嫁に向けた環境整備を行うこと。
- 3 中小企業・小規模事業者が最低賃金を引き上げても、円滑に企業運営を行え
るように、現在の「業務改善助成金」制度にとどまらず、社会保険料の事業主
負担部分の免除・軽減を始めとした社会保険料・税の負担軽減策など十分な支
援を行うこと。

別紙 1

兵庫県最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する地域
兵庫県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 960 円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
法定どおり

別紙 2

兵庫県最低賃金と生活保護との比較について

1 地域別最低賃金

- (1) 件 名 兵庫県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 900 円
- (3) 発 効 日 令和 2 年 10 月 1 日

2 生活保護水準

- (1) 比較対象者
18～19 歳・単身世帯者
- (2) 対象年度
令和 2 年度
- (3) 生活保護水準（令和 2 年度）
生活扶助基準（第 1 類費＋第 2 類費＋期末一時扶助費）の兵庫県内の人口
加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（107,424 円）。

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記 1 の（2）に掲げる金額の 1 箇月換算額（註）と上記 2 の（3）に掲げる金額とを比較すると兵庫県最低賃金の下回っているとは認められなかった。

（註）最低賃金 1 箇月換算額

900 円（兵庫県最低賃金）× 173.8（1 箇月平均法定労働時間数）
× 0.817（可処分所得の総所得に対する比率）＝ 127,795 円

2022年 8月 17 日

兵庫労働局長 鈴木 一光 殿

兵庫県労働組合総連合
議長 成山 太志

2022年兵庫地方最低賃金審議会の改定決定に対する 異議申立書

兵庫地方最低賃金審議会は、8月5日、今年度の兵庫県最低賃金の改定について、現行の928円を32円引き上げて960円にすると答申しました。審議会では、私達の意見を踏まえて、真摯に検討を重ねられた結果であると拝察いたします。

しかしながら、私たちが最低生計費調査で示した時間額1600円からかけ離れており、1日8時間、週40時間働いても、憲法25条で保障された「健康で文化的な最低限の暮らし」が実現できる水準には全く届いていません。物価高騰などの影響を強く受け、労働者の生活を圧迫しています。

これまでの審議の経過から、最低賃金を上げる必要性、地域格差の拡大が問題であること、中小企業支援の必要性は、労使一致しています。

今年の答申で注目すべき点が2つあります。

1つは、審議会はこれまでも答申で、中小企業支援などを求めていましたが、今年は「政府に対し強く要望する。」としたこと。

2つ目は、その支援策について、今の助成金だけではなく、「社会保険料の事業主負担部分の免除・軽減を始めとした社会保険料・税の負担軽減策など十分な支援策を行うこと。」を厚生労働省の枠を超え強く求めたことです。

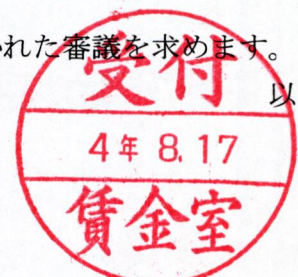
また、8月5日の審議会においても使用者側委員から、中小企業支援が必要と悲鳴に近い意見が出されました。最低賃金の大幅引上げが実現しないのは、国の不作為によることは明らかなです。

人口減少に歯止めをかけ、地域経済を活性化させるには、中小零細企業の支援により、労働者の賃金の引き上げと低所得者の底上げを実現することが決定的に重要です。

以上の点から、兵庫県労働組合総連合として、今回の答申について下記の異議を申し立てます。

記

1. 兵庫地方最低賃金額を目安+1円の32円引き上げ、960円とするとした答申については不服です。再審議を求めます。答申にこたえて、政府・厚生労働省・関係各機関で有効な中小企業・小規模事業所の支援策をさらに強化・充実させ、さらに、社会保険料企業負担分の減免、消費税率の軽減などを確約したうえで再審議してください。
2. 最低賃金の地域間格差の解消、全国一律最低賃金制などを展望し、当地方の最低賃金額を、生計維持にふさわしい額に引き上げてください。全国一律最低賃金制につながる引上げを求めます。なお、生活保護との乖離について、県庁所在地（県内最高値）で検証しなおして、すべての県民が、法の適用（最低賃金法第9条3項）を受けられるようにしてください。
3. 最低賃金審議会・専門部会ともに公開が原則です。今後もより開かれた審議を求めます。



2022年 8月 16日

兵庫労働局長 鈴木 一光 殿

団体名 兵庫県高等学校教職員組合

代表者名 中央執行委員長 小野 泰司

2022年兵庫地方最低賃金審議会の改定決定に対する 異議申立書

兵庫地方最低賃金審議会は、8月5日、今年度の兵庫県最低賃金の改定について、現行の928円を32円引き上げて960円にすると答申しました。審議会では、私達の意見を踏まえて、真摯に検討を重ねられた結果であると拝察いたします。

しかしながら、私たちが最低生計費調査で示した時間額1600円からかけ離れており、1日8時間、週40時間働いても、憲法25条で保障された「健康で文化的な最低限の暮らし」が実現できる水準には全く届いていません。物価高騰などの影響を強く受け、労働者の生活を圧迫しています。

これまでの審議の経過から、最低賃金を上げる必要性、地域格差の拡大が問題であること、中小企業支援の必要性は、労使一致しています。

今年の答申で注目すべき点が2つあります。

1つは、審議会はこれまでも答申で、中小企業支援などを求めていましたが、今年は「政府に対し強く要望する。」としたこと。

2つ目は、その支援策について、今の助成金だけではなく、「社会保険料の事業主負担部分の免除・軽減を始めとした社会保険料・税の負担軽減策など十分な支援策を行うこと。」を厚労省の枠を超え強く求めたことです。

また、8月5日の審議会においても使用者側委員から、中小企業支援が必要と悲鳴に近い意見が出されました。最低賃金の大幅引上げが実現しないのは、国の不作為によることは明らかなです。

人口減少に歯止めをかけ、地域経済を活性化させるには、中小零細企業の支援により、労働者の賃金の引き上げと低所得者の底上げを実現することが決定的に重要です。

以上の点から、兵庫県労働組合総連合として、今回の答申について下記の異議を申し立てます。

記

1. 兵庫地方最低賃金額を目安+1円の32円引き上げ、960円とするとした答申については不服です。再審議を求めます。答申にこたえて、政府・厚生労働省・関係各機関で有効な中小企業・小規模事業所の支援策をさらに強化・充実させ、さらに、社会保険料企業負担分の減免、消費税率の軽減などを確約したうえで再審議してください。
2. 最低賃金の地域間格差の解消、全国一律最低賃金制などを展望し、当地方の最低賃金額を、生計維持にふさわしい額に引き上げてください。全国一律最低賃金制につながる引上げを求めます。なお、生活保護との乖離について、県庁所在地（県内最高値）で検証しなおして、すべての県民が、法の適用（最低賃金法第9条3項）を受けられるようにしてください。
3. 最低賃金審議会・専門部会ともに公開が原則です。今後もより開かれた審議を求めます。



2022年8月22日

兵庫労働局長 様

全国労働組合連絡協議会（全労協）

全国一般労働組合全国協議会

自立労働組合連合

不二家神戸労働組合

委員長 伊藤 潔史

住所 兵庫県神戸市西区高塚台5-4-1

不二家神戸内

連絡先 自立労働組合連合（担当：藤原）

京都市南区東九条西山王町7

FAX (075)-748-8773

兵庫地方最低賃金審議会の意見に対する

異議申出書

最低賃金法第11条第2項及び第12条にもとづき、以下の通り異議の申出を行います。

記

【異議の内容】

2022年8月5日に公示された、最低賃金を960円（引き上げ額32円）とする兵庫地方最低賃金審議会の答申意見は、働いて受け取る賃金としては、あまりにも低すぎ、「賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もつて、労働者の生活の安定、労働力の質的向上」（最低賃金法）に資するものとは言い難い。

2022年7月15日付「兵庫県最低賃金の改正審議にあたっての意見書」（兵庫地方最低賃金審議会宛）で求めたように、兵庫県最低賃金を、『「労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営む」ことができる賃金、「労働者の生活の安定、労働力の質的向上」に値する最低賃金に引き上げること。そのために、時間給1500円を目指し、1200円以上にすること。』を求めます。



【異議の理由】

1. はじめに

(ア) 答申額について

兵庫の答申が、目安を1円上回る32円の答申であったことは、現在の目安制度の中で、兵庫の審議会の皆さんの努力であることは理解しています。

ただ、「目安+1円」を繰り返しても、大阪の額に届くまでに、60年以上かかることになりま
す。「目安+3円」でも、20年以上かかります。大幅な引き上げが必要だと考えています。

(イ) 要望（建議）について

また、3点の要望（建議）を出されていることは、評価しています。最低賃金を引き上げていく
上で、必要な施策については、私たちと共通していると思います。今回「社会保険料の事業主負担
部分の免除・軽減を始めとした社会保険料・税の負担軽減策など十分な支援を行うこと。」が要望
の中に入っていることは、この間、私たちが意見書の中で求めたことでもあり、評価しています。

労働局長には、この要望（建議）を真摯に受け止め、その実現に向けて行動していただきたいと
思います。マスコミなどにも、引き上げ額だけでなく、こうした要望（建議）の内容を積極的に発
信していただきたいと思います（昨年、今年とプレスリリースがありません）。

2. 労働者の生計費を基に、1500円を目指して、1200円以上に

私たちは最低賃金審議会の審議のあり方を、「最低賃金をいくら引き上げるのか」という観点か
らではなく、

労働者の生計費、そして各国の最低賃金法の規定や先進国の最低賃金の状況に基づけば、「最低
賃金はいくらが相当なのか」という観点から、まず議論すべきだと考えています。

審議会及び労働局長は、あまりに低い最低賃金が、「国民経済の健全な発展に寄与すること」（最
低賃金法第1条）を妨げてきた状況にもっと注意を払うべきではないかと思っています。

そして、次にその最低賃金額の実現のために、政府等に施策を求めていくことが必要だと考えて
います。

そうした観点から、この間、「時間給1500円を目指し、1200円以上にすること」と、「建
議」を求めています。

3. 今年は、消費者物価指数とその「基礎的支出項目」の上昇に注目して、更なる引き上げを

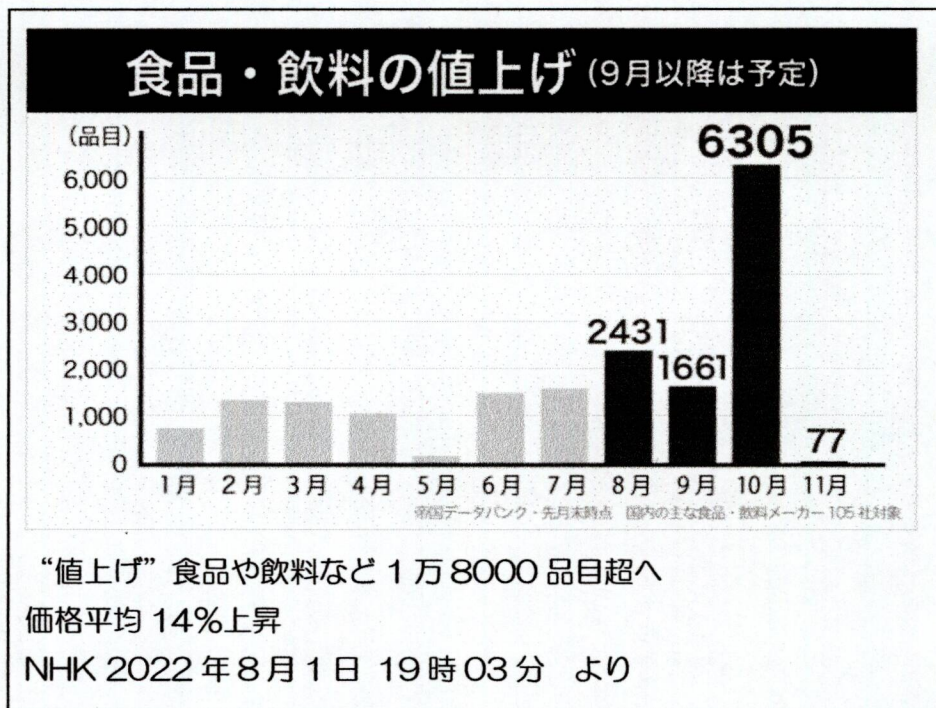
次善策として、「いくら引き上げるのか」という観点では、

(ア) 大阪・東京との格差の解消

若者の人口流出との関係など、意見書の中で述べた通り。また、はじめにでも触れたように、大幅な引き上げが必要です。

(イ) 消費者物価指数、その「基礎的支出項目」の上昇

今年は、消費者物価指数とその「基礎的支出項目」の上昇に注目する必要があると考え、意見書で「物価上昇に対応するために、少なくとも5%（46.5円）以上の引き上げを」求めています。



帝国データバンクの「食品主要105社」価格改定動向調査(8月)によれば、「8月単月での値上げは2431品目に上り、単月で初めて2000品目を超えた。値上げの勢いは秋口以降も止まる気配がみられず、10月は6305品目で値上げ計画が明らかになっており、単月としては年内最多だった。」とのこと。

現時点では、10月に最低賃金の引き上げの予定ですが、同時期に食品などの値上げも予定されています。それらの値上げによって「価格平均14%上昇」とのことです。

現在の引き上げ額では、低賃金労働者の生活の低下をもたらしかねず、維持・安定させるためには、大幅な引き上げが必要だと考えています。

そのために、この8月、審議会に再審議を要請していただきたいと思います。

4. 必要に応じて対応の検討を

8月2日付「目安について(答申)」の中では、「今後、公益委員見解の取りまとめに当たって前提とした消費者物価等の経済情勢に関する大きな変化が生じたときには、必要に応じて対応を検討することが適当である」としています。

意見書の中で、フランスの事例を紹介しましたが、定例の年1回の引き上げ以外に、物価の上昇に応じて年度途中で引き上げを行っています。日本でも、そうした対応が必要になっているので

はないかと思います。

この8月、再審議を求めることにならずとも、引き続き、「消費者物価等の経済情勢」に着目し、その上で、

労働局長には、

「必要に応じて」（私たちからすれば当然に）「再審議」を求めていると思います（もしくは再諮問を）。

審議会には、

労働局長が再審議を求めない場合（再諮問を行わない場合）でも、7月4日付の諮問に対する再答申（もしくは新たな建議）に向け、審議を継続し、最低賃金の引き上げに努力していただきたいと思います。

以上

参考資料

1. 「最低賃金目安委員会のまとめについて」（8月2日 全国労働組合連絡協議会）
2. 「物価高いぞ！最賃あげろ」（2022年7月 最低賃金大幅引き上げキャンペーン委員会）

最低賃金目安委員会のまとめについて

8月1日、中央最低賃金審議会目安委員会は第5回会合を開催し、今年度の引き上げ目安をまとめた。その内容はA、Bランクで31円、C、Dランクでは30円とされ、全国平均31円の引上げ、全国平均を961円に引き上げるものである。31円は史上最高の引上げで、引き上げ幅は3.3%という。

今後各地方審議会ですらに検討を加え、10月ごろから新たな最低賃金が実施されることになる。

今年度の最賃審議は、コロナ禍並びに極端な円安、ウクライナ戦争による諸物価の高騰と特に生活必需品のすざましい急騰によって生活破綻に見舞われている労働者、特に非正規雇用で働く労働者にとって文字通り死活のかかるものであった。

しかし、史上最高の引上げとはいえ、時間給31円の引上げでは生活を改善させるためには到底十分なものとはいえないことは明らかである。また、私たちが求めてきた「どこでも誰でも1500円」という、地方格差をなくして、同一労働には同一の賃金を保障するという原則にはまだまだ程遠い。また「直ちに、全国どこでも1000円」にも到達することができていない。

最賃引き上げに伴う中小企業経営の悪化を理由に大幅引き上げを拒否する経営側の理由は大企業の膨大な内部留保の肥大化が示すように、大企業と中小零細企業の歪な商取引にその一因がある。経営者間の民主化こそ必要であり、都市と地方間の格差拡大、地方経済の疲弊も同根である。

私たち全労協は全労連やコミュニティユニオンの仲間などと連携し、中央最低賃金審議会に対して大幅引き上げを求めて要請行動を繰り返し、また全国各地で街頭宣伝などに取り組んできた。今後都道府県の地方審議会に於いて各地の実情を反映させた審議が始まる。私たちは引き続き最低賃金の大幅引き上げのための闘いを強化していく。審議会への意見書提出や、地方議員とも連携して地方から更なる上積みを求め、地域間格差の解消と地域経済を活性化させる闘いを続けよう。

2022年8月2日

全国労働組合連絡協議会

物価高いぞ! 最賃あげろ!

ただでさえコロナ禍で労働者も中小企業も大変なのに、物価高が止まりません。世界では最低賃金引き上げや減税対策が行われています。今こそ、日本も最低賃金の大幅引き上げで、すべての労働者の賃金を引き上げましょう。同時に中小企業支援や庶民減税も政治に求めましょう。

▶値上げラッシュ（22年5月、前年同月比）

電気代	18.6%up	ガス代	17%up
灯油	25.1%up	ガソリン	13.1%up
食用油	36.1%up	玉ねぎ	125.4%up
リンゴ	34%up		

▶日本だけ実質賃金が 下がってます！

前年比 マイナス6万5000円
25年で88.6%

(1997年の賃金を100とした場合)

主催：最低賃金大幅引き上げキャンペーン委員会

連絡先：下町ユニオン（03-3638-3369）／生協労連（03-3408-0067）

／郵政産業労働者ユニオン（03-5974-0816）／全国一般労働組合全国協（03-6779-8382）



時給1500円を
すべての労働者のために

